

病院での窓口負担が軽減されます!

— 「限度額適用認定証」を上手に使ってください! —

70歳未満の組合員または被扶養者の診療にかかる費用が高額療養費に該当しそうな場合は、入院・外来を問わず組合員証等（保険証）と一緒に「限度額適用認定証」を病院窓口で提示することで支払いが自己負担限度額までとなります。

手続きは、所属所の共済事務担当課へ「限度額適用認定申請書」を提出するだけです。上手にご利用ください。

自己負担限度額の計算例（70歳未満）

給料月額	適用区分	所得区分	限度額計算方法
424,000円未満	B	一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
424,000円以上 (特別職は530,000円以上)	A	上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%

「限度額適用認定証」を提示した場合と提示しない場合の窓口で支払う金額を「所得区分：一般」で計算してみました。

医療費100万円で「適用区分：B」の共済太郎さんの場合 ⇒ 負担割合：3割

① 限度額適用認定証を提示した場合



窓口で支払う金額（自己負担限度額）

87,430円になります。

医療費 100万円		
3割	300,000円	7割 700,000円
自己負担額 限度額 87,430円	高額療養費 212,570円 (共済組合が支払)	共済組合負担

② 限度額適用認定証を提示しない場合



窓口で支払う金額（医療費の3割）

300,000円になります。

医療費 100万円		
3割	300,000円	7割 700,000円
(高額療養費 212,570円を含む) 後日、送金します。		共済組合負担

高額療養費等計算式

自己負担限度額	$80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$
高額療養費	$300,000円 - 87,430円 = 212,570円$
一部負担金払戻金等	$87,430円 - 25,000円 = 62,400円$

* 70歳以上75歳未満の方については、共済組合から発行されている「高齢受給者証」を提示していただくことで同様の窓口負担となります。